

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2021 年 12 月 15 日

株式会社関西スーパーマーケット

イズミヤ株式会社

2021年12月15日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 ㊞

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役 梅本 友之 ㊞

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年8月31日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）及び同年11月26日付株式交換契約変更契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年12月15日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年12月15日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

乙は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2021年10月29日付で、乙の株主に対し、株式交換をする旨並びに甲の商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、乙に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

甲は、株主であるオーケー株式会社から、会社法第 796 条の 2 第 1 号に基づき、2021 年 11 月 9 日付及び同月 15 日付で、神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令の申立てを受けていたところ、同月 22 日付で神戸地方裁判所において本株式交換を仮に差し止める旨の決定がなされました。これを受け、甲は、同月 24 日付で神戸地方裁判所において異議申立てを行いました。同月 26 日付で、神戸地方裁判所において、当該仮処分決定を認可する旨の決定がなされました。

これに対して、甲は、神戸地方裁判所の上記各決定を争い、その取消し等を求めるため、同月 30 日付で大阪高等裁判所に対して保全抗告を行ったところ、2021 年 12 月 7 日付で、大阪高等裁判所は、神戸地方裁判所の上記各決定を取り消し、オーケー株式会社による上記仮処分命令の申立てを却下する旨の決定を行いました。

その後、オーケー株式会社は、大阪高等裁判所の上記決定を不服として、2021 年 12 月 7 日付で許可抗告の申立てを行ったところ、同月 14 日付で、最高裁判所は、当該許可抗告を棄却する旨を決定いたしました。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

甲は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 11 月 10 日付及び同月 29 日付で、甲の株主に対し、株式交換をする旨並びに乙の商号及び住所に係る公告を行ったところ、同条第 1 項に従って、株主合計 17 名（保有株式数合計 4,869,100 株）より、甲に対して株式の買取請求を行う旨の書面の送付を受けました。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

2,001 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 株主総会の承認

甲は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2021 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会

の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 10 月 29 日付の会社法第 319 条第 1 項に基づく株主総会の書面決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 株式交換対価の交付

甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式の数の総数に 11,909 を乗じて得られる数の甲の普通株式を割当交付いたしました。なお、甲が乙の株主に対して割当交付した甲の普通株式の合計は 23,829,909 株です。

(3) 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、甲が適当に定めるものとします。かかる取扱いは、法令及び甲の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

以 上